

瀬戸内町訓令第9号

営農支援センター農業機械使用規程を次のように定めた。

令和2年5月20日

瀬戸内町長 鎌田 愛人

営農支援センター農業機械使用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、営農支援センターの機械使用に関して、必要な事項を定める。

(使用)

第2条 農業機械を使用する者は、農業機械使用申請書（別記1号様式）により町長に申請しなければならない。

(使用料)

第3条 町長は前条の申請のあったときは、この規程により使用者から使用料を徴収する。その額は別表第1に定めた額とする。

(納入)

第4条 返却後、使用料は指定された日までに納入しなければならない。

(過納及び誤納)

第5条 納入された使用料に過納及び誤納がある場合は、納入者に過誤納分を還付し、不足分がある場合は、その不足分を徴収する。

(使用料の免除又は減額)

第6条 町長は、天災その他特別の理由があると認めるときは、使用料を免除又は減額することができる。

(過料)

第7条 詐欺その他不正の行為により、使用料の徴収を免れた者に対しては、その免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科す。

(運搬費用等)

第8条 農業機械運搬に要する費用は、使用者負担とする。

(原状回復)

第9条 使用者は、農業機械を破損し又は滅失したときは、速やかに原状に復し、町長が認定する額を賠償しなければならない。ただし、町長がやむを得ない理由があると認めたときは、賠償額を減額し又は免除することができる。

(損害賠償)

第10条 第2条において農業機械の使用人は、農作業等における事故等の賠償を請求しないものとする。

(補則)

第11条 この規程の施行について必要な事項は町長が別に定める。

附則

この訓令は、公布の日から施行し、平成31年3月29日から適用する。

